

高槻障がい福祉サポートネットワーク実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3による地域における複数の機関が分担して機能を担う体制である地域生活支援拠点等を整備するため、高槻障がい福祉サポートネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置し、ネットワークの設置に関する必要な事項を定めるものとする。

(設置主体)

第2条 ネットワークの設置主体は、高槻市（以下「市」という。）とする。

(実施主体)

第3条 ネットワークの実施主体は、市並びに市内の協力機関等（以下「協力機関等」という。）とする。

2 協力機関については、「高槻障がい福祉サポートネットワーク協力機関登録要領」に基づき登録を行わなければならない。

(対象者)

第4条 対象者は、市内に住所を有し、市が援護の実施者である者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 知的・身体・精神障がいのうち、いずれかの障がい者手帳を所持する者
- (2) 障がいを証明できる診断書（それに準ずるもの）がある者
- (3) その他市長が必要と認める者

(機能)

第5条 ネットワークは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に定める障がい者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に定める障がい児及びその家族（以下「障がい者等」という。）の高齢化、重度化及び親亡き後を見据えつつ、障がい者等の地域生活を支援するサービス提供体制を構築するため、次の各号に掲げる機能を担う。

- (1) 障がい者等からの相談に応じる機能
- (2) 緊急時の受け入れ、医療機関等への連絡等必要な対応を行う機能
- (3) 障がい福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会もしくは場を提供する機能
- (4) 専門的な対応の体制確保又は専門的な人材の養成を行う機能
- (5) 多様なニーズに対応できる地域の体制整備等を行う機能
- (6) その他、ネットワークの事務局にて必要と判断される機能

(事務局)

- 第6条 ネットワークの事務局は、高槻市健康福祉部福祉相談支援課に置くものとする。
- 2 ネットワークの事務局は、協力機関の情報について適正に管理し、また、市ホームページ等に公表し、市民への周知を図る。

(調査等)

- 第7条 市は、ネットワークの各機能の整備を進め、運用後の検証及び検討、調査を行い、中長期的に必要な機能を見直し、その強化を図る。
- 2 市は、協力機関等に対し、必要に応じて実施状況等について報告を求めることができる。

(個人情報の保護)

- 第8条 協力機関等は、ネットワークを利用する対象者の個人情報を適正に維持管理し、当該個人情報の漏洩等の防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 協力機関の職員又は職員であったものは、個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(その他)

- 第9条 この登録運用に定めるもののほか、ネットワークの実施に関しその他必要な事項は、福祉事務所長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日に施行し、令和2年3月1日から適用とする。